

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第23条 疾病その他の事故により、3月以上修学中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。	第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。
2～6	2～6
第24条	第24条
第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。	第25条
(1) 疾病その他事故により成業の見込みがない者	(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者
(2) (略)	(2) (同 左)
(中 略)	
第37条	第37条
(1)～(9)	(1)～(9)
2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。	2
(1) 修士の学位又は修士(専門職)若しくは法務博士(専門職)の学位を有する者	(1)
(2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者	(2)
(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者	(3) (同 左)
(4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程(本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。)を修了した者	(4)
(5) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項の規定によるものをいう。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者	(5) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項の規定によるものをいう。次号において同じ。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
	(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
(6)	(7)
(7)	(8)
3	3
(1)～(7)	(1)～(7)
(中 略)	(同 左)
第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準第	第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条に定める科目等履修生とし

改 正 前	改 正 後
<p>31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第47条 疾病その他の事故により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>て修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年6月11日から施行する。</p>